

2017年2月2日 中央省庁交渉 事前質問

高速増殖炉「もんじゅ」の廃炉が取り沙汰されています。

高速増殖炉では、ウラン濃縮工場に貯蔵されている劣化ウランと再処理工場から出る回収ウランが、プルトニウムを製造する原料になると言われてきました。

再処理工場でウラン資源を有効利用するということから、リサイクル燃料を製造するための施設という位置付けでこれまで来ました。

ウランについて

以上の前提に立つならば、劣化ウランと回収ウランは、高速増殖炉の研究開発が途絶えた途端に核のゴミに変わるのではないかと思います。

- ① そこでお尋ねしますが、高速増殖炉の研究開発を止める議論の中で、劣化ウランと回収ウランを今後どのように利用するとしたのでしょうか？
- ② なお、日本向けの濃縮ウランを製造する海外の濃縮工場で生じた劣化ウランについては、既に劣化ウラン弾として利用されているということを知っていますが、そのような事実があるのでしょうか？
- ③ また、六ヶ所ウラン濃縮工場に貯蔵されている約 14000 トンの劣化ウランは、劣化ウラン弾に加工するために使うということになるのでしょうか？
- ④ 回収ウランについては、天然のウランに比べて濃縮度が高いので、再濃縮をするという案が出ていましたが、これをどこで行うのでしょうか？
- ⑤ 回収ウランの再濃縮を日本国内で行うとすれば、六ヶ所村のウラン濃縮工場に回収ウラン用の遠心濃縮設備を用意するのでしょうか？
- ⑥ 高速増殖炉から撤退することであれば、再処理工場で生じる回収ウランやウラン濃縮工場の廃棄物である劣化ウランを、どのように安全に貯蔵・処分するかの議論はあったと思われませんが、その議事録の公開はされているのでしょうか？
- ⑦ 私たちはプルトニウムの半減期が約 24000 年もあって、放射能の影響が環境に影響するという毒性について懸念を高めています。ところが、劣化ウランにしても回収ウランにしても、ウランの半減期は地球誕生年に及ぶといわれていますから、約 45 億年の間に地殻の変動があれば、環境に大きな影響を与える可能性が高いと思われます。そのような毒性の高いものを、一体どのように安全に管理する技術を持っているかについて議論した上で、「もんじゅ」廃炉を議論したのでしょうか？

核燃サイクルについて

経産省のエネルギーアイという冊子 9 号で、再処理をすると核のゴミが減り、管理期間が短縮できると説明しています。

そこで、以下にお尋ねします。

- ① 再処理をすると核のゴミが減るとするのは、使用済燃料の量に比べて、核のゴミの何が減るのですか？
- ② 事業申請書では、1年間の再処理量800トンに比べれば、核のゴミ全体では大変増えると記されていますが、それとの比較ではないのですか？

- ③ 管理期間が短縮化できるというのは、何の管理期間を指すのでしょうか？
- ④ かつて、核廃棄物を核反応させて、管理期間の短縮化が出来るのではないかと
いう研究がされていたようですが、そのような技術が既に日本で確立している
のですか？
- ⑤ 私たち原子力発電の電気を利用する世代は、原子力発電の電気を利用できな
い未来の世代に対して、核廃棄物を押し付けることは間違いがありません。そ
の管理期間を計算上少なく見積もることで、原子力発電を使う罪悪感を少なく
するための粉飾をやめるべきではないですか？

日本原燃に関して。

これまで、将来は高速増殖炉での原料となるので、下げ渡される日本原燃にとっ
ては、メリットがあった。だが、高速増殖炉での利用が見込めないとなると、これま
で預かった約14000トンの劣化ウランと、今後濃縮事業を行う際に生じる劣化ウラ
ンは、これを貯蔵管理しても将来は核のゴミとしかならない。それなれば、これを
わざわざ貯蔵管理することにメリットがないこととなる。

以上のことから、劣化ウランを将来どのようにするかについて、社内ではどのよう
な検討がされているのかを確認する必要がある。

- ① これまで劣化ウランについては、濃縮した後に各電力会社から下げ渡される形
で引き取ってきたと聞いていましたが、劣化ウランの管理費についてはどこが
負担しているのですか？濃縮料に入っているのですか？それとも御社が負担
しているのですか？
- ② ①が踏襲されるならば、今後もウラン濃縮事業が継続される限り、各電力会社
の分の劣化ウランを引き取り続ける事になるのでしょうか？
- ③ 「もんじゅ」の廃炉が決まりましたが、劣化ウランは高速増殖炉の燃料資源とさ
れてきましたが、現在ある劣化ウランは今後どのようになるのでしょうか？
- ④ 将来高速増殖炉の燃料として使えるとして貯蔵してきた劣化ウランは、今後も
いずれ高速増殖炉が実用化するまで御社が貯蔵管理するのか、それとも濃縮
を委託した電力会社に返還するのでしょうか？

再処理工場の原子力防災範囲について

- ① 六ヶ所再処理工場の原子力防災範囲が、従来と同じく半径5kmと決定されまし
たが、半径5kmで収束する重大事故例はどのようなものですか？具体的に
お答えください。
- ② 原子力規制委員会での新規制基準に基づく審査は、間もなく3年目を迎えます
が、審査終了の見通しが立っていません。特に重複する重大事故の審査が延び
ていますが、そこでの結論を待たずに原子力防災範囲を決定したのはなぜで
しょうか？
- ③ 日本原燃の審査担当者に対して、規制委員側のメンバーから、度々再処理能力
への疑問が出ていますが、再処理事業を行う能力があると認定する理由はな
んですか？